

本計画において使用している意味を示しています。

【あ行】

アウトリーチ

福祉サービスの専門機関等に出向いて必要な手続きができない方に対して、専門機関等が直接、地域に出向いて、個別対応すること。

あんしんすこやかセンター
(地域包括支援センター)

高齢者が住みなれた地域で継続して生活できるよう、地域で包括的な支援が行われる体制を構築するための中核的機関であり、介護予防マネジメント、高齢者の総合相談機能等を担う。神戸市では、社会福祉士、保健師又は看護師、主任ケアマネジャーに加え、独自に見守り推進員を配置し、ひとり暮らし高齢者等への見守り活動を行っている。

あんしんすこやかルーム

高齢化率の高い大規模な災害復興公営住宅等に設置している高齢者の自立を支援する拠点。見守り推進員が地域と連携した見守り活動やコミュニティづくり支援、介護予防の推進などを行っている。

インフォーマルサービス

制度に基づく福祉サービスとは別に、地域で各種団体などによって提供されている福祉サービス。

【か行】

キーパーソン

福祉の課題に対し、支援の中心的な役割の人。

共助

地域において一人ひとりが互いに支えあっていくこと。多様な福祉ニーズに対応していくためには、個々人の力（自助）だけでも公的制度（公助）だけでも十分に対応することは難しい状況にある。自助を基本として、地域の支えあい（共助）と公的制度（公助）の安定的な運営が両輪となって機能して、質の高い生活が確保される。
なお、地域や会社の中における支えあいを「互助」とよぶ場合もあるが、本計画では「共助」に含んでいる。

グループホーム
(共同生活援助)

障害者自立支援法による訓練等給付の一つ。夜間や休日、共同生活を行いながら、相談や日常生活の援助と住居の提供を行うサービス。

ケアホーム (居宅介護事業)	障害者自立支援法による介護給付の一つ。夜間や休日、共同生活を行いながら、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスと住居を提供するサービス。
ケアマネジメント	高齢者や障がい者などが自立した生活を維持するために、現在や将来起こりうる課題に対し、福祉サービスを提供するために展開される援助方法のこと。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	介護保険法に基づき、要介護者などの心身の状態などを把握し、それに基づいて最適なケアプラン(介護サービス計画)を設計する人。
権利擁護	日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者の権利を本人に代わり保護すること。
神戸G-Pネットワーク	うつ病の初期段階は身体的な症状が出現し、かかりつけ医を受診する人が多いと言われていることから、うつ病治療を行う登録かかりつけ医において、うつ病の早期探知を行うとともに、必要に応じ専門医を紹介することにより、自殺予防につなげようとする神戸市独自の医療連携システムのこと。 (「G-P」は、「Generalist」(一般医)と「Psychiatrist」(精神科医)の頭文字をとったもの)
神戸市すまいの安心支援センター (すまいるネット)	契約や工事など住まいに関するあらゆる相談・トラブル等へのアドバイスや住み替え・住まい探しのための情報提供、各種市民向けセミナーの開催や住教育支援、市民・専門家・事業者間のネットワークづくりなど様々な機能をあわせもった住まいに関する総合支援の拠点。愛称は「すまいるネット」。平成12年に神戸市が開設した。
神戸市成年後見支援センター	市民後見人の養成研修を終了した市民が地域で後見活動を行うことを支援するとともに、制度利用に関する相談や広報・啓発等を行う機関。平成23年1月4日に開設。

神戸市民の福祉をまもる条例	昭和 52 年 1 月に制定。福祉のあるべき姿を「市民福祉」としてとらえ、その対象を高齢者、障がい者、子どもなどの限られた市民からすべての市民に広げ、健康、所得、労働、教育、住宅など生活の基礎的條件を安定的に確保していくことを目的とした条例。
こうべ学びの支援センター	通常の学級に在籍するLD（学習がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等の児童生徒への教育的支援の充実を図るため、小・中学校及び保護者への支援を行う相談機関。
子ども・子育て新システム	政府の推進体制・財源の一元化、社会全体（国・地方・事業者・個人）による費用負担、幼稚園・保育所の一体化などを含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムのことで、「子ども・子育て新システム検討会議」において議論されている。
コミュニティソーシャルワーク機能	地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすること。
コミュニティビジネス	地域の課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動を指す。福祉、子育て、教育、まちおこしなど多様化するニーズに対してきめ細やかなサービスを地域住民やNPO等が担う。
【さ行】 災害時要援護者	障がい者、高齢者など、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する人々。
自殺予防情報センター（仮称）	自殺対策の専門相談や、支援を行う人材の育成、自殺対策に関する情報収集と情報発信、電話相談や遺族を支援する民間団体等との連携を行うための核となる機関。平成 24 年度設置予定。

市民後見人	成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人のこと。親族後見の割合が年々低下しており、弁護士などの専門職の第三者後見人の受任者不足が見込まれている。そこで、市民が後見人として必要な知識を身につけるための研修を実施し、第三者後見人として確保しようという取り組みが始まっている。
市民福祉大学	福祉に関心を持っている方、ボランティア活動、地域福祉活動を行っている方や社会福祉施設等で働く方々を対象に、福祉への関心や仕事の専門性を高めるため、多様な研修・講座を開催するもので、神戸市社会福祉協議会が運営している。
障害者就労推進センター	障がい者が職業生活における自立を図ることを目的とし、就労相談、情報提供、職業紹介、職業訓練、職場開拓、職場適応援助、職場定着支援や企業への啓発事業など障がい者の就労支援を総合的に行う拠点。
障害者地域生活支援センター	障がい者及び障がい児が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者及び障がい児、その保護者又は介護者からの相談や福祉サービス利用の支援、各種情報の提供などを行う拠点。
食育	食にかかわる様々な体験を通して、食べものに興味と関心をもち、「いのちの大切さ」や「人を思いやる心」といった、人とつながる社会の中で「生きる力」を育むこと。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

【た行】

地域移行

施設や精神科病院に入所・入院中の障がい者が、地域社会の中で自立した豊かな生活を継続的に営むこと。

地域活動支援センター

地域社会との連携を図り、障がい者への創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域資源

福祉の課題を抱える方に対して、地域で支援を行う人・機関・団体、活用可能な拠点や施設、制度などのこと。

地域自立支援協議会

障がい者（児）の地域における自立した生活を支援するために、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関して、中核的な役割を果たす協議の場。

地域人材支援センター

旧二葉小学校を活用した地域活性化拠点として、市民が行う地域活動への参加支援を行うとともに、交流・学び、歴史、文化、ものづくりを通じて地域活性化を担う人材の育成を行う。

地域福祉センター

概ね小学校区ごとに整備され、「ふれあいのまちづくり協議会」（地域住民の自主組織）が運営する、地域福祉活動の拠点となる施設。

地域包括ケアシステム

介護保険サービスだけでなく、保健・医療・福祉に関する機関やボランティア等住民活動など地域の様々な資源が連携し、統合されることにより、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活し続けることができるよう包括的・継続的な支援を行う体制のこと。

中間支援団体

NPOなどの様々な活動を支援する組織のこと。

【な行】
認知症疾患医療センター

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的に設置した機関であり、神戸市では、神戸大学医学部附属病院を指定している。障がいのある人もない人も高齢者も若者もすべての人々が、地域社会の中で、普通に生活できる社会こそ望ましい社会であるとし、すべての人がともに生きる社会を目指そうとする考え方。

ノーマライゼーション

【は行】
発達障害者支援センター

発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関であり、その設置が発達障害者支援法に定められている。発達障がい児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、相談支援、発達支援、就労支援や普及啓発・研修などを行っている。

P D C A

Plan（計画）-Do（実行）-Check（点検）-Action（評価・改善）を循環させることにより、継続的、発展的な業務改善を推進する。本計画においては、計画の実現のための管理手法としている。

フォーマルサービス

公的機関等が法律や制度に基づいて提供するサービス。

福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分などの理由で日常生活に支障を感じている高齢者や障がい者を対象に、本人との契約により、福祉サービスの情報提供や日常的な金銭管理サービスを行う事業で、神戸市社会福祉協議会が実施している。

ふれあいのまちづくり協議会	高齢者、障がい者、子どもなど地域のすべての人々が、あたたかいふれあいのなかで暮らせるまちづくりをめざし、「地域福祉センター」を拠点に福祉活動や地域活動を行っている団体。自治会、民生委員・児童委員協議会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ボランティア等により概ね小学校区ごとに結成している。
【ま行】 マイノリティ	社会的少数者のこと。コミュニケーション上の課題を抱える外国人や性的少数者など。
【や行】 友愛訪問グループ	ひとり暮らしの高齢者が地域で安心してしあわせな暮らしができるように見守るとともに、近隣社会のあたたかい友愛精神を育てる奉仕活動を行うボランティアグループ。ひとり暮らし高齢者などを訪問して、安否確認、話し相手となるなどの活動を行う。
ユニバーサルデザイン	「みんなにやさしいデザイン」のことで、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つ様々な個性や違いを越えて、一人ひとりが互いに多様性を認めあい、はじめからだれもが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行っているという考え方。
【わ行】 ワークショップ	参加者が主体的に話を進めていくなかで、相互の意見を取り入れながら問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法。
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

“こうべ”の市民福祉総合計画 2015

平成 23 年 3 月 発行

発行：神戸市保健福祉局総務部計画調整課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話 (078) 322-5198

神戸市広報印刷物登録 平成 22 年度第 346 号
(広報印刷物企画 A-1 類)

※本計画に掲載している写真の転載を禁じます。

- 本冊子は、神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。